

平成29年度 第2回習志野市障がい者地域共生協議会 全体会 会議録

日時 平成29年10月27日(金)
午後2時00分から4時00分
場所 新庁舎1階 大会議室

出席者 委員27名 事務局5名

【委員】

福田弘子、杉浦達夫、久保田貴子、岡澤早苗、荒井直樹、張替優子、児玉紀久子、森田美恵子、中神茂樹、松井秀明、藤本真由美、八尋信一、荻野智美、豊嶋美枝子、半田智子、松尾公平、小川晃好、平和広、野手利浩、木藤直美、武石厚司、古田修一、森崎俊治、内山澄子、舘澤眞木子、米山馨、松本大輔（敬称略）

（事務局）

矢島明彦（障がい福祉課主幹）、鶴岡拓人（同企画係係長）、鈴木真理子（同主任主事）、平川惇（同主事）、林由香里（同主事）

欠席者 委員6名

伊東加奈子、北濃千寿、内海明雄、柴野夕子、窪田正樹、喜田敬子（敬称略）

1. 開式の言葉

（松尾会長）

本日は、伊東委員、北濃委員、内海委員、柴野委員、窪田委員、喜田委員より欠席のご連絡をいただいている。なお、出席は過半数を超えているのでこの会は成立となる。

また、傍聴希望はないためこのまま続けさせていただく。始めに事務局より資料の確認をお願いしたい。

～事務局による資料の説明～

2. 委員変更に伴う新規委員自己紹介

（松尾会長）

まず始めに、10月1日付で委員の変更があったため紹介させていただく。

これまで相談支援部会で活動されていた渡辺委員だが、この度、法人内の人事異動により委員が杉浦達夫委員へ変更となった。

～杉浦委員挨拶～

次に、健康支援課より参加いただいていた中村委員だが、この度、部会が相談支援部会より児童部会へ変更になったことから、母子保健担当の児玉紀久子委員へ変更となった。

～児玉委員挨拶～

最後に、市の人事異動により、子育て支援課の千葉委員が伊東加奈子委員へ変更となっている。欠席のため紹介のみとさせていただく。

3. 協議会活動計画

(松尾会長)

資料2の「習志野市障がい者地域共生協議会 平成29年度～平成31年度の目標と活動計画」をご覧ください。この活動計画については、3か年ごとの計画を各部会で作成いただいた。全体の目標としては、前期の3年間と基本的には変わらず、大目標が習志野市の障がい者基本計画の理念に反映し、「誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、地域でありのままに暮らす事が出来る社会の実現」となっている。そして、中目標として、協議会の活動も「習志野市の障がい者基本計画及び障がい福祉計画の推進」をすることを掲げている。具体的目標としては4点を挙げており、1つ目が「地域課題の把握と抽出」、2つ目が「提言の実現化」、3つ目が「広報啓発活動の充実」、4つ目が「地域ネットワークの強化」である。3つ目の「広報啓発活動」については、これまで1つの部会が特化して行っていたが、協議会全体で行う必要があることから協議会全体の目標としている。特にこの点については今回から位置づけを変えており、各部会だけではなく協議会全体で活動していく。障がい者基本計画等策定委員会の中でも「地域共生協議会のことを始めて知った」という声があったので、協議会自体の活動の発信についても引き続き行っていただきたい。4つ目の「地域ネットワークの強化」は、協議会の委員同士を始めとして、各部会の活動や市内へネットワークを広げることを目的としている。各部会の計画については、説明を割愛させていただく。

全体目標については現在の習志野市障がい者基本計画の理念に習うようにしているが、来年度から計画が新期に入り、この全体目標もそれに合わせ変更していく予定であるので変更があり次第、皆様にはお知らせをしていくので、よろしくお願ひしたい。

4. 各部会より会議報告及び協議

(松尾会長)

各部会より会議及び協議の報告をしていただく。

それでは、相談支援部会より報告をお願いしたい。

【相談支援部会：福田部会長】

毎月活動計画に則りながら活動を行っている。まず、支援会議を7月に開催した。前期から検討を行っている事例であるが、住民票が長期入院中に職権削除されてしまったために発生した生活においての不自由をどのように解消していくか、各関係機関の方を交えて検討を行った。その方に関し

ては今後の進捗を見守っていく事となったが、権利擁護の視点については権利擁護部会に問題を今後検討していただくこととした。

地域のネットワークと広報啓発活動の部分では、市内の相談支援事業所との情報交換会をこれまでに3回行った。情報交換会については、子ども、知的、身体、精神のグループに分かれて実施している。皆さんの顔が見える関係を会議ではない場でつくる目的で、8月に暑気払いを行った。9月には児童を中心に放課後等デイサービスの事業所を交え、課題・現状・今後について、話し合った。今後は11月に予定をしているが内容についてはこれから検討を行う予定である。

前期は基幹相談支援センターの検討について、相談支援部会がコーディネートをさせていただいた部分で、「我が事・丸ごと」といった、こどもから高齢者まで対応出来る、障がいに特化しない対応についても検討していくにあたり、現状の把握をしている。現在は、こどもの制度と高齢者の制度を学んでいるところである。以上。

【児童部会：松井部会長】

児童部会は現在、何点かの事項を検討している。1つ目は、「先生お困りですか？」のチラシを最新版で作成し、配布をした。昨年度のアンケートの結果内容から、内容が福祉用語の専門用語ばかりにならないように文言の修正や障害福祉サービス受給者証についての案内のチラシを併せて配布をしている。配布先は資料のとおりである。委員で手分けをして、既に多くの場所へ配布を完了している。

2つ目に障がい福祉計画への意見出しについての検討を行っている。後の議題にて説明したい。

3つ目は大久保ふくしまつり、福祉ふれあいまつりへの参加内容の検討を行った。まめの木と県立船橋特別支援学校の協力のもと、重症心身障がい児の日常生活や学校生活をパネルで掲示する予定である。

最後がライフサポートファイルの検討である。現在、市内で希望する児童に対しては乳幼児個別支援計画書を作成することが出来るのだが、これを福祉サービスの内容を記載でき、成人まで一貫して使用出来る内容に変更出来ないか検討している。乳幼児個別支援計画書を作成するとファイルと一緒に渡され、このファイルに情報を挟んでいく事になる。当初、児童部会では、障害福祉サービス事業所の個別支援サービス利用書をこのファイルに挟んでいく事を検討していたが、挟むだけでは保護者も活用しないという意見もあり、義務教育の中で「今必要な支援は何か」ということと「これまでの成長過程」を知りたい時に見られるものとして活用出来ないかという方向性で時間をかけて検討していきたいと思っている。以上。

【就労支援部会：小川部会長】

就労支援部会では、1つ目に市内における「障がいのある方の就労」を考える意見交換会を11月14日に開催する。「現場目線」から習志野市内の障がいのある方の就労環境のより一層の充実を図っていくために、現場からの困りごと、意見を伺い、今後の部会の活動や提言に繋げていく。就労支援部会以外の委員の方にも是非ご参加いただきたい。

2つ目は、「行政・企業からのお仕事の紹介について」である。これは、協議会に対して仕事の依頼があった時に共同受注などの情報発信を各事業所に行うために就労支援部会にて情報のとり

まとめを行い、共同受注の流れを作っていきたいと考えている。仕事の依頼があった時に「お仕事紹介シート」を使い、各事業所へ情報を発信していく。

3つ目は「ならたく」の発行である。8月号からは表面は「はたらく」をテーマにした内容、裏面は協議会として各部会の広報啓発の内容を掲載していきたい。文字数やスペースなどを整理してお伝えしていきたいと思う。

最後に、12月12日に市内の就労の見学として、あかね園へ見学に行く。こちらについても、就労支援部会以外の委員の方にも是非ご参加いただきたいと思う。以上。

(松尾会長)

共同受注の件については、就労支援部会が窓口ではあるが、協議会の機能が一つ増えることになると思っている。どれ程の効果があるかなどはまだ不明だが、就労系事業所が増えている中で障がいのある方の働く環境はまだまだ整っていないこと、福祉の中で働く方の工賃が上がらないことにどう改善していくかというところで、一つの事業所では規模が小さく、一般企業からまとまった仕事が受けられないなどで、スケールメリットを生かせず低工賃で働いているという現状も少なからずあるので、習志野市内の就労系事業所が一体となってスケールメリットを生かした受注をして工賃を上げていければ良いと思う。実際、今回の高齢者支援課からの依頼についても問い合わせをいただいているところではある。協議会内でこのような情報を発信することで障がいのある方の働く力について啓発していくということが出来るということの一方で、発注をいただく企業に対しては発注が受けられない場合にはその理由を発注元に返していくことも大切だと考えている。現実として福祉施設に対する発注は企業から足元に見られているのも実情である。「福祉だから仕方ない」と安易に受けるのではなく、障がいのある方々の工賃を少しでも上げるような実際の仕事の質に合った契約をしていくことが大切であると思う。

(内山委員)

受注している金額が一般的な金額かどうか分からない場合、就労支援部会に相談出来るのか。

(小川部会長)

相談出来る。

(松尾会長)

色々なデータの部分での相談も出来ると思うが、一つの考え方としては障がいの無い方が一時間働いて出来る量を障がいのある方が2人で作業をすれば金額は半分になるという「この仕事に対してこの金額」といった考えがある一方で、私は障がいの無い方が行っている仕事に対して、障がいのある方が何人の方がいれば出来るのかという考え方で金額を設定していくべきと思っている。あかね園も契約をしている企業に対して一斉に見直しを行っていて、4人分の仕事を行うのに10名を派遣したら4人分の給料をもらうようにしたところ、工賃が倍増した。そのような考え方を持って交渉をしていくと工賃の増加に繋がっていくと思う。

【権利擁護・広報啓発部会：武石副部会長】

今までは広報啓発を主に行ってきたため、権利擁護の部分になかなか手をつけられていないことが現状である。検討内容としての主な3つは、虐待・成年後見・差別解消である。まずは、地域の現状を知ることが必要であると考え、新庁舎のバリアフリーを見学に伺った。新庁舎内でハード面

とソフト面のどちらにおいても合理的配慮は出来ていると感じたが、6月の時点では案内標識がわかりづらいこと等の問題があった。しかし、最近では案内標識が出来たり、人的な対応をされているということで改善がされていた。今後については、地域のコンビニやスーパーで合理的配慮がされているか確認してきたいと思っている。また、権利擁護部会として、障がい者における様々な権利擁護に関する事例を積み上げていきたいと思っており、まずは千葉県の事例集を基に検討していきたいと考えている。以上。

【社会資源開発・改善部会：内山部会長】

1つ目は、以前に重症心身障がい児及び医療的ケアが必要な児者について、実態の把握をしてもらえないかどうか千葉県の障害福祉課と自立支援協議会に対して部会で要望書を挙げた。何年前かに相談支援機関から不足しているサービスについてアンケートをとった時に、短期入所が足りないという意見があった。その中で医療型の短期入所は医療機関が実施する等の制限がある等で、利用者の確保が難しい関係から、市単独で誘致することは難しく、県が行っていくべき事業であると考えたが、県は実態を把握出来ていないということもわかった。そのようなことから、まずは実態把握を行い、その結果から必要な施策を検討していただきたいという要望を挙げた結果、市町村宛てに9月27日に調査依頼があった。この回答についても部会で検討したが、アンケート中の「どのような事業を行いたいか」という項目については、実態がわからないために事業が出来ないので、「実態がわかった後に協議会や障害福祉サービス事業所と検討していく」という回答しか出来ないという結論となった。

2つ目はあきつ園で7月から行っている福祉型の短期入所である。県内でも珍しい単独型という短期入所で、ほとんどが大きな入所施設の1部屋やグループホームに併設、もしくはグループホームの空き部屋を活用して行っている。しかし、あきつ園の短期入所については、まずはあきつ園に通所されている方を対象にした実施の仕方を模索していきたいという中で現在のような事業の実施形態をとられており、この実施の仕方を研究していければ、他の通所系事業所でも実施出来るところがあるのではないかと考えている。見学を11月7日に行うので、設備や職員配置等に興味がある方はご参加いただきたい。初めて利用される方も利用出来る短期入所をつくらなければいけないことも事実であるが、市内に短期入所が少ない状況を見ると、よく知っている利用者の方だけでも利用出来るような短期入所が増えていければ、次はその中でも利用出来ない方々をどうしていくかという次の検討に入っていけると考えている。

3つ目は京成大久保駅におけるホームドアの設置についてである。京成大久保駅で障がいのある方が電車に接触して大けがを負った事故があった。安全性を高めるため、ホームドアの設置を京成電鉄と市に対して要望をしていく。京成電鉄には11月8日に松尾会長・福田副会長・内山委員・障がい福祉課の鶴岡係長で要望書を提出に行く予定である。要望内容としては、大久保駅の利用量と駅の狭さ、大久保再生計画に基づく利用の増加等を理由として挙げながら、ホームドアの必要性を要望していきたいと考えている。具体的には、1つ目に『京成大久保駅の危険を軽減するため、早急に対応をとっていただきたい』とし、「PCラインの塗布」と「安全性確保のため特にラッシュ時の駅員・ガードマン等の配置」を要望している。2つ目は『駅舎の根本的な解決を図っていただきたい』として、「ホームドアの設置」や「駅舎の橋上化」を挙げている。3つ目は、『習志野

市に対して協力を求めている』として、協議会から習志野市に対して「ホームドア設置にかかる習志野市の補助」、「市有地の提供、もしくは無償貸与」、「民間の土地の買収が必要な場合の住民説明、移転費の補助等」を行っていることを記載した。習志野市への要望書も内容はほとんど同じであるが、順番等が少し違う。本日の全体会の前に部会で確認を行ったが、要望書内に「ラッシュ時の乗降客をホームの広さで割った平米あたりの過密度」に関して、京成大久保駅と他の駅の比較が出来たら記載をする予定であったが、数値が出なかったため記載はしないことにした。また、要望書の末尾にある「今後も当協議会として、京成大久保駅の安全性向上のためにあらゆることに取り組む所存です」という部分を「今後も当協議会として、京成大久保駅の安全性向上のための活動に取り組む所存です」に変更した。更に、京成電鉄への要望書内の「閉鎖される近隣施設の平成 27 年度利用実績」については情報が古いので、習志野市への要望書に合わせて提出をする予定である。

4 つ目は、重症心身障がい児と医療的ケア児の学校卒業後の日中活動の場など、社会資源の開発が必要ではないかといった議論を始めたところである。8 月 2 日に八千代キッズという八千代の終章心身障がい児の方々をサポートしている方々の集まりの中で、森田委員が発表をされた。この発表の中で協議会の県へ挙げた要望書のお話もしていただけるということで勉強会に参加してきた。八千代の勉強会であったが、柏市や松戸市からも参加されており、習志野市だけの問題ではないことを再認識出来た。

5 つ目は、ダウン症の方に対する言語聴覚療法である。習志野市のダウン症児者の会あひるの会の小林会長に部会にお越しいただき、お話を伺った。習志野市では月に 1 回言語聴覚療法士の方が来て言語聴覚療法を行っている。その中で、言語聴覚療法を受けた後にとってもよく話すことが良く分かった。加齢が早いダウン症の方が 20 代～30 代にかけて、人とのコミュニケーションが出来るということを実感してもらうために子どもの時に言語聴覚療法が受けられると良いと思い、部会で勉強をしている。

最後に、明日の大久保ふくしまつりに参加する予定である。児童部会や県立八千代特別支援学校の展示物や交通安全推進隊の様子の展示、京成大久保駅の危険な場所についてのアンケートを行う予定である。また、協議会のチラシに大久保地域での活動を追加したチラシを配布予定である。以上。

(森田委員)

重症心身障がい児について、掲示物を通して知ってもらえれば良いと思っている。

(内山部会長)

今年度より中神委員と森田委員にオブザーバーとして参加していただいております。大変感謝しています。社会資源開発・改善部会に興味がある方がいらっしゃる場合は、是非ご参加いただきたいと思います。

5. 障がい福祉計画への意見出しについて

(松尾会長)

障がい福祉計画とは、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村の地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制が総合的に図れるように作成が義務付けられている計画である。

作成にあたり、協議会への意見を聴くように努めなければならないとされているため、各部会で福祉計画への意見をご検討いただいた。

それでは、相談支援部会より内容についての説明をお願いしたい。

【相談支援部会：福田部会長】

相談支援部会は決まった範囲だけではなく、障がい福祉計画全体を見て意見を検討した。まず、「地域生活拠点等の整備」の部分では、「面的整備を行う」といった文言であった。この部分について、きちんと整備が進んでいけば短期入所の問題や居住の問題がかなり整備されると思われるので、もう少し具体的な内容で目標値を出すとその他の数値にも反映されるのではないかと思う。

その他の部分については数値的な実績の部分の検討が必要と思われる部分もあったため、精査が必要であると感じた。また、アンケートと照らし合わせるとサービスについての説明がニュアンスが少々違うことにより、数値結果が変わってしまっている点があったと思う。

地域生活支援事業の部分では、数値が伸びていても給付金額は伸びていないという部分についても、その点を踏まえた上で数値目標を算出すると良いと思う。以上。

【児童部会：松井部会長】

放課後等デイサービスについては、市内に事業所が増えてきている状況である。児童の状態と事業所のコンセプトのミスマッチや、今後も利用者の増加が見込まれるため、引き続き受け入れ先を充足させていくこと等の検討が必要である。

保育所等訪問支援事業についても、放課後児童会等において配慮を必要とする子どもが必要な支援を受けられるように情報交換等が必要であると思う。

移動支援事業については、事業所は市内に何力所があるが、事業所内の人材が不足していると感じている。ニーズは高いが、サービス提供が追い付いていないために利用実績が伸びていないと思われる。

日中一時支援では、ニーズが高い事業ではあるが、報酬単価の低さから新規参入しづらい現状がある。報酬単価の見直しと共に、制度の改正が必要ではないかと考えられる。以上。

【就労支援部会：小川部会長】

就労支援部会では就労移行後の定着率について着目していくことと、工賃向上の取組の一つとして障害者優先調達推進法と共同受注について実施していくことで目標工賃の2万円まで上げていきたいと思う。以上。

【権利擁護・広報啓発部会：古田部会長】

基幹相談支援センターの設置に向けての動きについて、市内の相談支援事業を含め、見通しが立っていないのではないか。

成年後見人制度利用支援事業では計画に記載のような動きを障がい福祉課ではとっているのか。高齢者支援課の方が動きは強いと思うが、情報共有や連携を行っているのか。同じく、成年後見制度法人後見支援事業についても同じ内容の指摘をしており、高齢者支援課と情報共有や連携を行っていく旨の記述が必要であると思う。以上。

【社会資源開発・改善部会：内山部会長】

まず、一点修正をお願いしたい。社会資源開発・改善部会の意見内で「市内に就労移行支援の事業所がない市内に事業者の誘致に努めてほしい」とあるが、地域移行支援事業所に訂正いただきたい。同じく、「市内に就労定着支援の事業所がない市内に事業者の誘致に努めてほしい」についても地域定着支援事業所に訂正いただきたい。

生活訓練は家から出る事の出来ない方が多くいる中で、その方々は利用実績として数には反映されていない。例えば訪問型生活訓練の事業所が出来れば、実績として数が挙がってくるのではないかと思うので、そのような事業所の誘致や数に見込んで検討していただきたい。

グループホームの利用については入所施設や精神科病院を退院した人が使用するだけでなく、実際には家族から自立するためにグループホームを利用する人も多くいる。前回の目標値は入所施設からの移行者数を見て、それほど多くない増加の見込みであったが、在宅で暮らしている方がグループホームに移行する数も含めた方が良い

基幹相談支援センターと委託の相談支援事業所の考え方は、協議会が市に提言をした時と同様に地域包括支援センターと同数の委託相談支援事業所が市内にある他に中核となる基幹相談支援センターが必要だと考える。

居住サポート事業では、家が借りられる状態であっても緊急連絡先がなくて家を借りられないというケースがある。緊急連絡先を市にすることは出来ないかという意見を出している。

成年後見人制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業は取り組みが不明であったため、制度自体の周知が不十分であると思う。

移動支援事業では、数値目標の設定の際に潜在的ニーズも勘案した数値にした方が良い。利用数値からの目標数値の設定は違うのではないかと感じる。

その他に多くの事業所が新しい事業に取り組みたいと感じていても人材不足で取り組むことが出来ない現状がある。人材確保のために市内にいる様々な方が福祉の事業で働いても良いと思えるように研修等、人材育成に取り組んでいただきたい。以上。

(松尾会長)

何か質問等はあるか。

(福田副会長)

成年後見利用制度についての実績はあるが、障がいの部分では市長申立ても含めてどの市町村も少ないのが現状である。高齢者は障がい者の5倍近く制度を利用しており、制度の周知も必要であると感じる。地域移行・地域定着に関しては、指定特定相談支援事業所が指定一般の指定をとらなければならないが、報酬単価が低いため、どこの事業所も受けていないのが現状であり、どのように支給決定をしていくかが問題になっている。指定特定相談支援事業所に指定一般の指定をとってもらうのは難しいところで、どのように補助をしていくのか、検討が必要だと思う。

(内山部会長)

指定特定相談支援事業所の運営も厳しい中で、地域移行・地域定着を行うのは難しいと思っている。委託の相談支援事業所の中で地域移行・地域定着を行えるような事業所に委託をしていくなど通常の事業所では難しいようなことを委託に補助等をつけて行っていただくなどの方策が必要ではないかと思う。障害者自立支援法の施行から 10 年経っても地域移行・地域定着の事業所が無いということが実態ということを実践的に考えながら行っていく必要があると感じている。

(福田副会長)

指定特定相談支援事業所が作成する計画においても地域移行・地域定着のサービス自体をつけていないのが現状である。相談支援専門員に対しての広報啓発も必要であると思う。相談支援事業所の意見交換会の場でも周知していきたいと思う。

(松尾会長)

発表の中であった多少の修正を踏まえて障がい者基本計画等策定委員会へ提出するというところでよろしいか。

～全員異議なし～

(松尾会長)

それでは、今後の訂正等は会長及び副会長に一任していただき、この形で提出をしたいと思う。

6. 市民のつどいについて

(松尾会長)

10 月 28 日（土）に平成 29 年度市民のつどいを開催する。

昨年度までは実叻コミュニティホール等で単独の事業として行っていたが、今年度は毎年健康福祉政策課が行っている福祉ふれあいまつりと共同開催することとなった。

詳細につきまして、事務局より説明を行う。

(事務局)

平成 29 年度の市民のつどいは障がいの有無を超え、全ての市民に対し、障がいについて正しい知識と理解を深めることにより障がいのある人の社会参加を促進することを目的としている。今年度は福祉ふれあいまつりの中に市民のつどい広場を設けると共に展示コーナーにて 5 ブースの展示を行う予定である。市民のつどい広場については、グランドフロアの前で障害福祉サービス事業所による飲食販売とバザー、ニュースポーツ体験を行う予定である。飲食販売は花の実園・のうえい舎・希望の虹をお願いをしている。ニュースポーツについては誰でも出来るスポーツということで、ラダーゲッターとディスクゲッターナインを行う予定である。また、障がい福祉課で作成したオリジナルのバッチを集客のためのスタンプラリーの景品として用意している。当日も協議会の委員もお手伝いいただく予定となっている。以上。

(松尾会長)

先程もお話ししたとおり、今年度は福祉ふれあいまつりと共催という形をとった。協議会の中でもこの市民のつどいは障がいの啓発の大きな役割を担っていると感じている。昨年行った市民のつどいの後から反省会を重ね、身内だけではない形にはどのようにすればいいのか、検討をした。市

の意向もあり、例年より早い開催ということもあり、今年度は来年度以降の市民のつどいのあり方を考え、外部の方の集客を検討するための一年として取組んでいきたいと思っている。

7. 委員の活動内容について（発表）

（高齢者支援課：岡澤委員）

高齢者支援施策について、法改正がいくつかあったのでいくつか紹介したいと思う。高齢者で介護保険制度に関わることや新しく出来た介護予防・日常生活支援総合事業について説明していきたい。

人口については、厚生労働省の資料を使って説明していきたい。「1 今後の介護保険をとりまく状況 ～全国～」では、上側に①、真ん中あたりに左右に②と③、下側に④と大きく4つの囲み記事がある。①については、今後の介護保険をとりまく状況であり、65歳以上の高齢者数は、2025年にピークを迎えることになる。また、後期高齢者と言われる75歳以上の方の人口が増えていくというところが問題視されている。②では、認知症の方の割合も増えるといった内容である。③は高齢者だけの世帯も増加がしていくことを数値で表している。④は、75歳以上人口は都市部では急速に増加していき、地方などについては緩やかに増加する傾向にあるという内容である。

次のページの⑤は、要介護率が高くなる75歳以上の人口の推移である。2025年までに急速に増加しているグラフとなっている。もう一つの⑥のグラフでは、介護保険料を負担する40歳以上は2025年以降減少していくことを表している。

これらのことを習志野市で当てはめると、平成27年から平成37年の10年間で増加していることがわかる。平成31年度くらいからはほぼ横ばいとなる。また、総人口でも平成31年度がピークとなり、その後は緩やかに減少すると予想している。習志野市の人口が平成29年度末時点で17万人を超えているが、その内65歳以上が39,079人であり、高齢化率は22.72%のため、5人に一人の割合となっている。世界の高齢化の進行状況は、高齢化の伸び率では日本がトップである。また、先日研修を受けた際にも講師の方からは、千葉県は中でも一番の高齢化の伸び率であるという説明を受けた。

高齢者が増加しているため、当然ではあるが、介護保険サービス利用者は11年間で2.4倍に膨れ上がっている。また、介護保険料も合わせて11年間の中で2.3倍になっている。

要介護度別の認定者数の推移では、増加している中でも軽度の方々が増加している。この方々に対して、どのようなサービスを提供していくかということ行政は問題視している。介護に対する希望の調査で、自分が介護を必要になった時にはどのようなサービスの受け方をしたいか等が内容であるが、調査の結果では「自宅で家族中心に介護を受けたい」、「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい」、「家族に依存せずに生活できるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」、「有料老人ホームやケア付き高齢者住宅に住み替えて介護を受けたい」が回答の内容となっている。昔は病院や特別養護老人ホームなど、ある程度終身的に入所出来るような施設で暮らすというイメージがあったが、今は様々な形態での高齢者向けの住宅が出来ていることや介護サービスが充実している介護保険制度が始まってから10年程度経過する中では、なるべく在宅で家族のケアも合わせて介護サービスを受けて自宅にいたいという希望が増えて

いる傾向にある。併せて、介護を行う家族の希望調査も行っているが、最も多かったのが「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい」であり、本人と家族の希望が一致していることがわかった。

若者一人につき、何人の高齢者を支えていかなければならないかという問題では、1965年は65歳以上一人に対して20～64歳が9.1人で支える「胴上げ型」であった。2012年は2.4人で支える「騎馬戦型」であり、2050年は1人に対して1.2人で支える「肩車型」になると予想されており、これでは介護保険が負担になってしまうため、支え手を増やす仕組みを検討している。

次に、介護保険制度の改正について説明をしたい。地位包括ケアシステムの構築や費用負担の公平化など、介護保険料の見直しを行っている。地位包括ケアシステムの構築の内容はについて、一つ目の「在宅医療・介護連携の推進」は、入院していた方が在宅へ移行する際に介護の専門職との連携を図るということである。「認知症施策の推進」では、地域で認知症の方を支えられるように理解を進めることや閉じこもっている認知症や精神障がいのある方に対して専門職チームでアプローチを行う。「地域ケア会議の推進」は、各圏域にある地域包括支援センターを中心に、地域の住民や専門職との連携を図り、ケース検討を中心に様々な検討を行っている。

新規の「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）」は、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指している。医療や介護は今までもあり、公的な支援と言われているが、総合事業は生活支援・介護予防の部分を目指す。対象者は「①要支援1・2の方」、「②チェックリストを用いて面接をしながら25の質問を行い、日常生活関連動作・運動機能・栄養状態・口腔機能に関し低下がみられる人や閉じこもり傾向・認知症の兆候・うつ的な傾向が見られる人で要支援にも要介護にも該当しない方」、「③元気な高齢者」である。

習志野市の取り組みとして、「転倒予防体操推進員活動」は『転倒予防体操（てんとうむし体操）』を行う推進員を養成し、各地域で転倒予防体操を推進していただいている。また、栄養改善として、各団体で調理実習を行っている。

習志野市で実際のケアプランのニーズについて、調査を行った結果、軽度認定者は圧倒的に掃除を中心とした家事支援が多い。こうした中で、高齢者自身の社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防になり、地域の中で支え合いが出来るような体制作りを国は目指している。

従来のサービスとの違いは、軽度認定者に対してはヘルパーなどの訪問型サービスとデイサービスなどの通所系サービスについて、形態を変えたことである。訪問型サービスでは、現行の訪問介護に相当するものとそれ以外の多様なサービスからなる。「②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）」は事業所などに雇用された労働者によって提供されるサービス、「③訪問型サービスB（住民主体による支援）」は市町村の課題でもある住民が主体になって行う支援、「④訪問型サービスC（保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス）」専門職が行うサービス、「⑤訪問型サービスD」は移動支援である。通所型サービスも現行の「介護予防通所介護」に加え、ミニデイサービス等の「②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）」、体操・運動等の活動など、自主的な通いの場になる「③通所型サービスB（住民主体による支援）」、市が現在委託して行っている「ステップアップ教室」や「足腰の筋力アップ教室」が当てはまる「④通所型サービ

スC（短期集中予防サービス）」がある。その他として、夕飯を届けると共に安否を確認する配食安否サービスがある。

介護予防・日常生活支援総合事業の見直しは、要介護1～5は変更がないが、要支援1～2の部分の訪問と通所の部分が新しい形となる。介護予防事業が介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業になった。また、包括的支援事業は、今まで地域包括支援センターの運営だけだったのが、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が加わり、高齢者支援課で取組んでいる。生活支援サービスは、資源開発やネットワークの構築、ニーズと取り組みがマッチングは行われるようにコーディネーターを配置の配置と検討するための協議会の設置が必須事業となっており、順次取組んでいる。第1層となるコーディネーターは、市域全体として社会福祉協議会に委託をしている。第2層は中学校区域のため、地域包括支援センターの中にコーディネーターを増員している。地域包括ケアシステムの構築のためには、支え合いが必要であるが、公助・共助に加えて自助があるが、互助ということが特に強調されている。地域の中での支え合いをどのように作っていくかが大事である。

総合事業が市町村へ移管されてきたなかでの取り組みはコーディネーターと高齢者支援課が話し合いを行っており、市民団体と連携をしながら今後の地域におけるサービス体系を進めているところである。以上。

（松尾会長）

何か質問等はあるか。

（福田副会長）

障がい者も必ず年齢をとっていきが、精神障がいのある方はなかなか介護区分が出ない。総合事業に変わって、総合事業に沿っている事業所と辞めてしまう事業所に分かれている中で、慣れ親しんだ事業所から変わらざるをえないという現状が出ている。障がいという視点から見ると介護保険の視点からはどのように配慮していただけるのか。

（岡澤委員）

介護区分認定の調査内容も高齢者向けになっている部分もあり、身体障がいは調査でも反映されることがあると思うが、精神障がいに関しては調査に反映されるのが難しい部分はあると思う。調査員や家族、その他関係者方から聴取して手書きで加えていくか医師の意見書を提出していただくことで加味していく形になると思う。認知症についても同様に反映されづらい部分があると思っている。

（福田副会長）

障害福祉サービスの利用者が増えてきた中で介護保険との格差がある。認定調査を行う方々に障がいについての広報啓発を行わなければならないと思うが、どのように行くと良いか。

（岡澤委員）

少し質問と外れるかもしれないが、認定調査はその方がどのようなサービスをどれくらい必要か決定することが重要になってくるので、認定の結果というよりはその方に似合ったサービス提供をしていくのが重要になると思う。その方の生活を支えるためにどのようなサービスを提供していくか検討していくのが良いと私は思う。

（福田副会長）

65 歳になった時に日頃の連携を含め、障がいの相談支援専門員がケアマネージャーに繋いでいくかが大切と思う。

(総合教育センター：藤本委員)

総合教育センターについて、ポイントを絞って説明させていただく。資料のパンフレットは市内の全幼稚園・小学校・中学校の全員に1年に1回配布をしている。場所は東習志野小学校と第四中学校の間に位置している。東習志野こども園の2階に適応指導教室があり、総合教育センターで運営をしている。私は教育相談を担当しているが、教育相談にも色々ある。まず、「教育相談」の電話番号に電話が掛かってきた場合は、相談を良く聞き、来所での相談も希望された場合は保護者の方との1対1や子どもを連れてくる場合には子どもにも担当者をつけて面談をしている。そのようなことを通して不登校の解消や未然防止をしたいと思っている。学校の個人面談が終わった時期には、学校から発達障がいについての話があった親からの相談の電話が多くなる。診断は出来ないため、一緒に考えていくというスタンスで相談に乗っている。ひきこもりの子どもがいる場合には訪問相談も行っている。退職した校長先生が所員にいますので、学校から相談があれば訪問相談を行っている。以上。

(松尾会長)

何か質問等はあるか。

(内山委員)

学校の先生以外にはどのような専門職の方がいるのか。

(藤本委員)

9人の職員がおり、教員が5名、臨床心理士が2名、心理士が1名、電話相談の専門の者が1名である。

(古田委員)

どのような相談が一番多いのか。

(藤本委員)

不登校に関することが一番多い。電話相談も訪問相談等も突出して不登校に関することが相談内容で多い。

(内山委員)

不登校に関する相談はどのような対応をされているのか。

(藤本委員)

まずは電話相談から来所相談へ繋げて、保護者と相談を行う形になる。その後は、学校には行けないが、総合教育センターには来れるという方もいる。その場合は校長先生の判断により出席扱いしてもらえる場合もある。保護者と週に1回のペースで面接を行い、同時に子どもに対してもプレイセラピーを行っている。

(福田副会長)

親が不登校などに許容が足りない場合など、やっと相談に繋がったということもあると思うが、他機関との連携などはどのようにしているのか。

(藤本委員)

ひまわり発達相談センターと連携をしていることもあれば、医療に繋ぐケースもある。放課後等デイサービスに通われている方もいるので、ケース会議などを行っている。虐待なども含めて子育て支援課などと連携をすることに努めている。

親に対する対応については、学校と連携しながら対応を図っている。

8. その他

(松尾会長)

始めに、その他として報告事項が2点ある。1つ目は現在、健康支援課から協議会に対して、委員の推薦依頼が2件きていることについてである。その内の1つは「習志野市新型インフルエンザ等対策審議会」である。これは、回答期限の関係から前回は推薦させていただいた武石委員に依頼をし、今回も推薦をさせていただいている。武石委員、何かご報告する事項等はあるか。

(武石委員)

特に報告事項はない。

(松尾会長)

2つ目は「習志野市健康なまちづくり審議会」である。こちらは、現在内山委員にお願いをしているところだが、他にご推薦をさせていただける場合は、他の方をお願いをしようと考えている。

内山委員より簡単にどのような内容を審議しているかお話しいただきたい。

(内山委員)

条例に基づいて計画を作成する中で、障がいの視点から意見を出す形になっている。会議は年に2、3回で1回につき2時間程度だが、会議前に資料を読み込むのが大変である。

(松尾会長)

それでは、どなたか委員になっていただける方はいらっしゃいますか。

それでは前回に引き続き、内山委員を推薦するというところでよろしいか。

～承認～

では、協議会として内山委員を推薦する。

報告事項の2つ目は平成29年度の協議会の研修会についてである。

この研修会については、毎年内容を検討しているところであるが、今年度は内山委員よりご提案があったため、運営会議にて承認し、この内容にて研修会を行いたいところである。

内山委員より簡単にご説明していただきたい。

(内山委員)

今回、一般社団法人千葉県健康保健福祉士協会が研修を行う中で習志野市役所の会場を貸してもらえないか相談をしたところ、テーマが「我が事・丸ごと」地域共生社会と精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」であったことから地域共生協議会と一緒に研修をさせてもらえることになった。是非、ご参加いただきたい。

(松尾会長)

その他にご案内等はあるか。

(内山委員)

私たちの事業所は利用者と一緒にヨガを行っている。先生は社会福祉士でシニアヨガの資格も取ったということで、最近是他事業所でもヨガを行っているようである。もくせい舎では月に2回菊田公民館で夜に行っている。ご興味があったら参加いただきたい。

(豊嶋委員)

11月19日(日)に習志野文化ホールにおいて、創立10周年記念の「レインボーフェスティバル2017」を開催する。余暇支援で行っていることの発表を行う。大人の方々は今までも行っているが、放課後等デイサービスに通う子ども達もジャズダンスなどを行うため、練習に励んでいる。1部と2部で分かれており、1部は希望の虹の利用者の方々が発表を行い、2部はプロの方々が演奏を行う。習志野市の障がいのある方々がこのようなイベントを通して生涯、活動をしていければ良いと思っている。是非お越しいただければと思う。

(松尾会長)

事務局からは報告等あるか。

(事務局)

柴野委員より「ワークスタイルを変革すると最高の成果が生まれる」という講演のチラシを配布しているので、ご興味のある方はご参加いただければと思う。

9. 閉会

(松尾会長)

それでは、第2回習志野市障がい者地域共生協議会を閉会とする。お疲れ様でした。

所管課

健康福祉部障がい福祉課

TEL : 047-453-9206

(内線 215)

FAX : 047-453-9309